

あす患者に生 活資金貸付け

県、水俣市が折半負担

年末の生活資金五万円が、二十五日水俣病患者家庭に払い出される。すでに規則も出来ている。それによると償還期間は補償金が確

定し、支払われた日から十日以内で、無利子。生活保護家庭は除かれる。

水俣病患者家庭の訴訟派と新認定患者家庭などの二十九世帯が貸し付けを要望していた。水俣市と県で折半して負担している。